

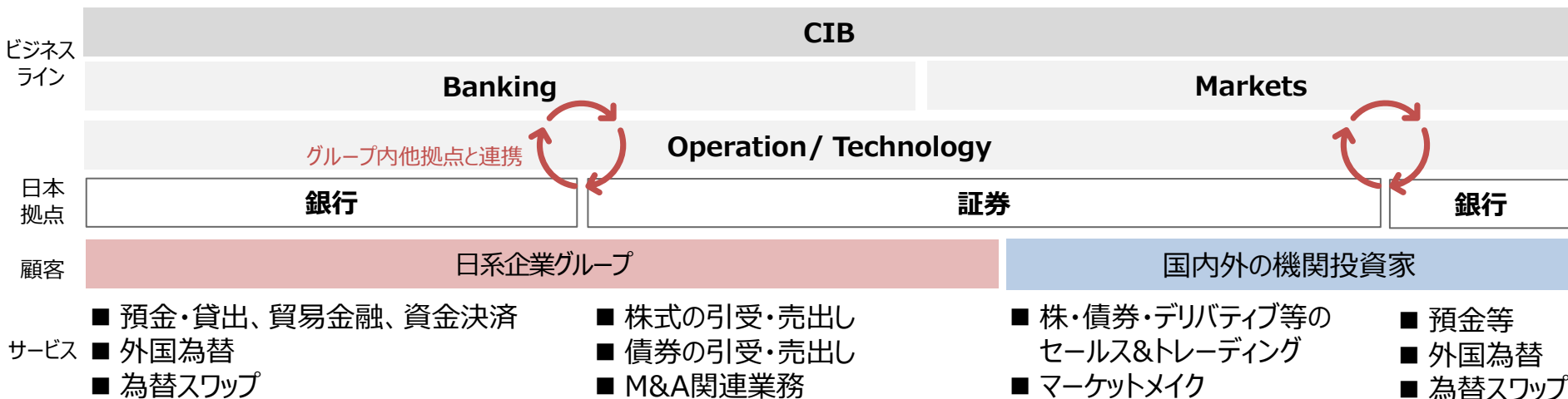
1. はじめに

- 外国銀行支店や外資系証券会社等は、グループのネットワークの強みを活かし、日系企業グループの海外展開や、国内外の機関投資家による市場へのアクセスを支えており、日本の金融市場において重要な役割
 - 近年、日本国内の金利・経済環境の変化、コーポレートガバナンス改革の進展、アジアの他の地域における地政学リスクの上昇等を背景に、これらの外資系金融機関のビジネスが活発化
- ▼
- 金融庁は、各日本拠点の適切かつ健全なビジネスの展開を後押しする観点から、ビジネスモデルに対する理解を深め、ビジネスモデルに見合った経営管理態勢や法令等遵守態勢、リスク管理態勢が整備・運用されているかをモニタリング
 - 本レポートでは、近年のモニタリングを通じて把握された事項等について、米欧を母国とする外資系金融グループの日本拠点と、アジア等を母国とする外国銀行支店に関するものをとりまとめ

2. 各日本拠点の業務の状況

- CIB(Corporate and Investment Banking)等の法人金融を担うビジネスラインを、外国銀行支店や外資系証券会社等を通じて展開
- ビジネスはグループ本店や他の拠点と連携。オペレーションやテクノロジーも、グループ内の複数拠点を跨いで運営・管理

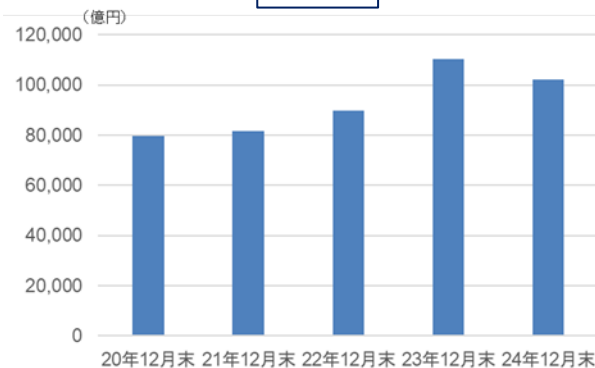
*イメージ



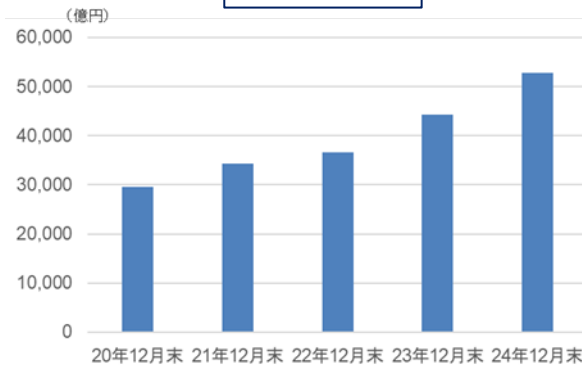
（１）銀行業務

- 主に日系企業グループに対し、預金・貸出、貿易金融、資金決済・送金、外国為替といったサービスを提供
- 邦銀等の機関投資家等と、外国為替取引や為替スワップ等のデリバティブ取引を実施
- 貸出については、事業資金に係る単独での与信に加え、企業再生や新エネルギー等の大型案件に対するシ・ローンやプロジェクト・ファイナンス、航空機・船舶を担保としたアセット・ファイナンス等の形で資金ニーズに対応

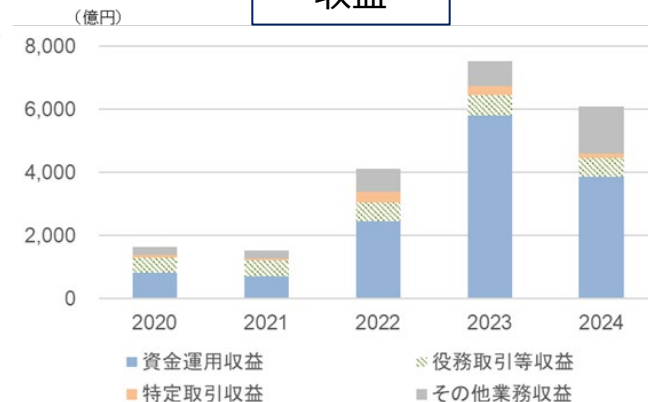
預金



貸出金



収益



(注) 外国銀行支店11行(2024年のみ10行)の合算
(出所) 金融庁

(注) 外国銀行支店11行(2024年のみ10行)の合算
(出所) 金融庁

(注) 外国銀行支店11行の1月～12月(12月期末決算の支店)又は4月～3月(3月期末決算の支店)の合算。2024年については、12月期末決算の9行を集計
(出所) 金融庁

✓ 一部では、クロスボーダーに展開する日系企業グループに対する、キャッシュ・マネジメント等のサービスの提供を強化する動き

✓ 邦銀等と協調したシ・ローン等で実績を上げる取組
✓ 外資系金融グループは、日系企業グループの海外現地法人向けシ・ローンで、中心的な役割

✓ 収益は増加傾向。中でも「資金運用収益」が大きく上昇
✓ 金利環境の変化による、貸出金やスワップ取引等での利鞘拡大や、これらの取引の規模が拡大していることが要因

【コラム】CIBの発展とペイメントビジネスの強化

一部グループのCIBでは、サービスを提供する事業会社の規模を、大企業から中堅・新興企業まで拡大する動きや、キャッシュ・マネジメントを強化する動きがある。背景には、中堅・新興企業のクロスボーダーの展開が進み、CIBのサービスにニーズがあること、キャッシュ・マネジメントがグループとの各種取引のきっかけとなることや、粘着性が高く、流出しにくい預金を獲得できることがある。

（2）証券業務

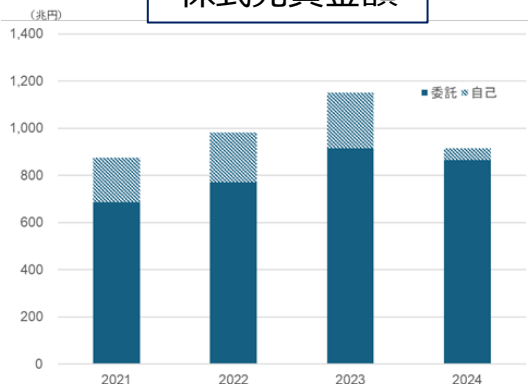
市場 業務

- 国内外の機関投資家や金融機関、日系・外資系企業等との間で、それぞれの強みに応じて、現物株式・デリバティブ等の委託取引、債券の店頭売買、各種店頭デリバティブ取引を実施。マーケットメイクや収益獲得を目的とする自己勘定のトレーディングも活発に実施
- 一部では、高速取引行為者(HFT業者)からの注文の受託に強みを発揮しているほか、自らが高速取引行為を行って、マーケットメイカーとして市場に流動性を供給

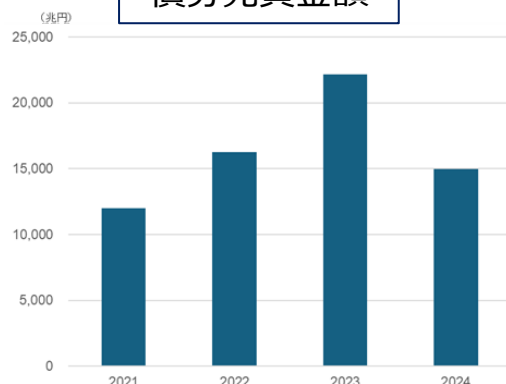
投資銀行 業務

- グローバルな顧客基盤を有する強みを発揮して、日系の大企業や金融機関が国内外で発行する各種の有価証券の引受・売出しを通じた資金調達支援のほか、M&A関連業務を担う

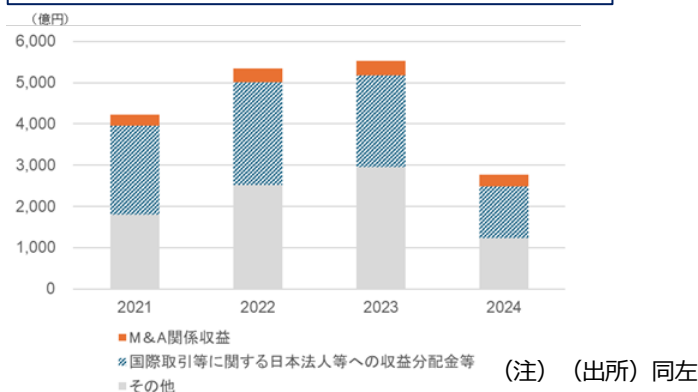
株式売買金額



債券売買金額



収益(その他の受入手数料)



(注) 外資系証券会社13社の1月～12月(12月期末決算の会社)又は4月～3月(3月期末決算の会社)の合算。2024年については、12月期末決算の10社を集計
(出所) 金融庁

資金調達支援

- 日系企業の株式の海外引受において、米系のグループが中心的な役割
- 債券の海外発行において、米欧のグループが高い実績

M&A関連業務

- クロスボーダーのM&Aにおいて、米系のグループが主要なプレーヤー

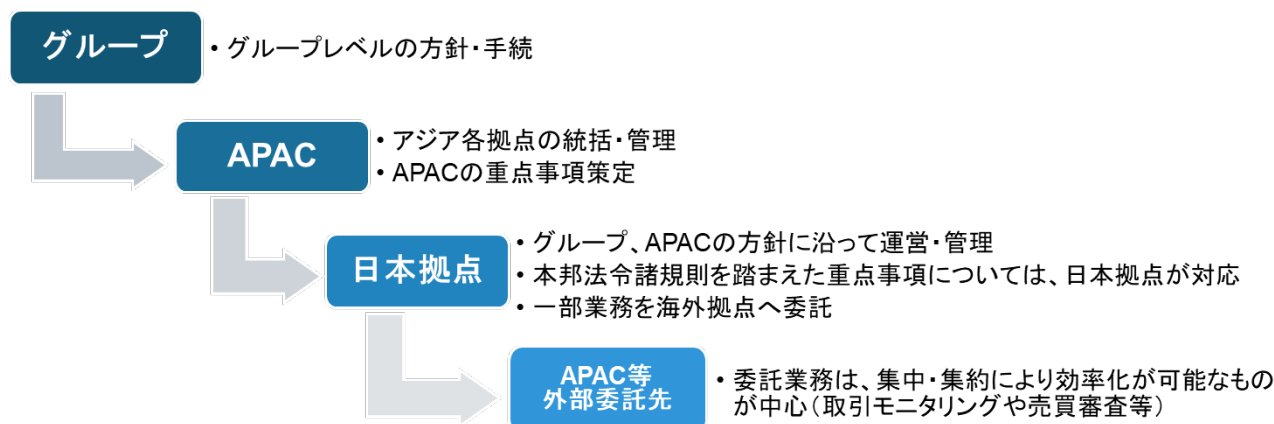
- ✓ 受入手数料収益は堅調に推移
その大宗が、「その他の受入手数料」
- ✓ 各社がM&A案件の取扱いから得た収益が「M&A関係収益」に計上され、海外引受等の案件獲得への貢献に応じた収益分配が「国際取引等に関する日本法人等への収益分配金等」に計上されている。
- ✓ HFT業者からの注文の受託に係るシステム利用料等、特徴的なビジネスの収益が「その他」に計上

3. 法令等遵守態勢（コンプライアンス態勢）の整備・運用状況

（1）各日本拠点のコンプライアンス態勢

①
組織・
実施
体制

- グループレベルの方針や手続に沿って業務を実施。本邦法令諸規則への対応等については、リスク・アセスメントやコンプライアンス計画の策定等の各種手続に反映
- コンプライアンスに係る業務のうち、AML/CFTに係る取引モニタリングや、売買審査等、集中・集約により効率化が可能な業務を中心に、適切性を委託元として確保しつつグループの他拠点に委託



（作成）金融庁

②
プロセス

（ア）リスク・アセスメント

- 部署・業務プロセスに対し、固有リスクの評価とコントロールの有効性の評価から残余リスクを評価
- コンプライアンス部門が独自に実施する日本拠点と、RCSAを活用し、第1線による評価を第2線がチャレンジすることにより実施する日本拠点がある

（イ）コンプライアンス計画の策定と実施

- グループの重点事項や、リスク・アセスメントの結果を踏まえ、モニタリングやテスト、研修等から構成されるコンプライアンス計画を策定し、計画に沿って活動を実施

（ウ）コンプライアンスの活動に係る報告

- 法令違反の疑い等の問題が発覚した場合には、専用のシステム等を用いて、日本拠点内やグループへ報告。原因の特定の後、改善対応の方法が決定され、改善が完了するまでフォローアップ
- コンプライアンスの活動の実施状況は、定期的に経営会議等にも報告

③重要テーマへの取組

重点事項	コンプライアンス部門の取組
AML/CFT	● 複数の日本拠点において、資金移動業者や収納代行業者等の顧客について、口座開設にあたって実施する顧客情報の確認や、取引モニタリングを強化する取組 ● 取引モニタリングでは、多くの日本拠点において、経済制裁対象等(モニタリング対象)への送金を検知し、自動的に停止させる仕組みを導入
不公正取引	● 売買審査では、グループの基準・閾値と、日本固有の基準・閾値の双方を適用 ● コミュニケーション・モニタリングも、グループのシナリオと日本固有のシナリオにより実施
弊害防止措置	● 最近の行政処分事例等を踏まえ、各日本拠点とも自社の態勢の点検等を実施
顧客本位の業務運営、 プロダクト・ガバナンス	● 仕組債の組成・卸販売に係る顧客本位の業務運営やプロダクト・ガバナンスを確保するため、コンプライアンス部門による検証や、新商品委員会等での審査や協議を実施

（２）コンプライアンス態勢の強化に関連する取組

①各国法令諸規則への対応

- 複数のグループにおいて、各国の法令諸規則を専用のシステムで体系化して整理し、規制動向のモニタリングを通じてアップデートを行う枠組みを整備することにより、法令諸規則の改正等への適切な対応を確保する取組

② 3線管理態勢のリバランス

- 複数のグループにおいて、第1線のリスク・オーナーシップを高め、第2線が第1線に対するチャレンジに集中することを目的に、第2線が行っていた業務の一部を第1線に移管する等、3線管理態勢のリバランスの取組

③非財務リスク管理の強化

- 複数のグループにおいて、コンプライアンス・リスクとオペレーショナル・リスクを一貫して管理する態勢に変更。オペレーショナル・リスク管理の強化のためにプロジェクトを立ち上げて、人員の増強や関係部署間の連携強化に取り組むグループもある
- 複数のグループにおいて、非財務リスクのデータ化・数値化や、データの収集・集計のための形式等の統一等の取組

【コラム】海外当局との連携

金融庁は、規模が大きい日本拠点を持つ外資系金融グループを対象とする監督カレッジを中心に、監督カレッジの一員として会合に参加し、グループの経営管理態勢やビジネスの状況、リスク管理上の課題等について理解を深めてきた。また、監督カレッジ会合に加え、母国当局との面談等の様々な機会をとり、双方のモニタリング上の着眼点の共有に努めてきた。

2024年には、母国当局及び日本銀行との共催により、外資系金融グループに対するグローバルの監督カレッジ会合を金融庁において初めて開催した。金融庁としては、今後も、監督カレッジ会合への積極的な参画等を通じて、海外当局との連携を深め、各日本拠点に対する効果的なモニタリングにつなげていきたいと考えている。

【コラム】再建・破綻処理計画の策定(RRP)・危機管理グループ(CMG)

G-SIBグループに関しては、再建・破綻処理計画の策定(RRP)が求められていることに加え、危機管理グループ(CMG)が設けられている。金融庁は、規模が大きい日本拠点を持つ外資系金融グループを対象とするCMGを中心に、CMGの一員として会合に参加し、各グループの破綻処理計画や、円滑な破綻処理の実行に向けた各グループの取組の進展について理解を深めてきた。近年のCMG会合の関心は、破綻処理計画の実行可能性向上のための金融機関による取組状況を評価することへと、力点が移ってきている。具体的には、破綻処理時に各グループにおいて必要となる資本や流動性を計測する能力や、重要な子会社に対する資本や流動性の供給を円滑に実施する方策、外部ステークホルダーとのコミュニケーション戦略等の態勢整備の状況や、こうした態勢の実行可能性を検証するための取組の状況について活発な議論が行われている。金融庁としては、今後も、CMG会合への積極的な参画等を通じて、危機に対する備えを強化していきたいと考えている。

【コラム】RCSA

各グループにおいては、主にオペレーショナル・リスクを管理するための枠組みの一つとして、RCSAが用いられている。RCSAにおいては、現場で業務を担う者が、業務に関するプロセスを洗い出し、プロセスに内在するリスクを特定し、リスクの高さを評価する。さらに、リスクを管理するために実施されているコントロールの有効性の評価を行い、リスクの高さとコントロールの有効性の評価を組み合わせ、リスクが適切に低減されているかを判断する。

近年、複数のグループにおいて、プロセス、リスク及びコントロールの定義をグループ全体で統一されたタクソノミとして整備し、RCSAに用いることで、RCSAの有効性を高める取組が進められている。また、第1線から第3線までが、共通の枠組みの元でリスク評価を行う観点から、コンプライアンス・リスク・アセスメントとRCSAを統合し、第1線によるRCSAの結果を、第2線がチャレンジする形としたグループや、第3線によるリスク評価の単位を、RCSAと共通にしたグループもある。

金融庁としては、RCSAをはじめとするオペレーショナル・リスク管理の強化に向けたグループの取組や、各日本拠点での導入状況について、引き続き確認していくこととしたい。

4. 内部監査態勢の整備・運用状況

（1）各日本拠点の内部監査態勢

① 組織・ 実施 体制

- グループレベルの方針や手続に沿って業務を実施。本邦法令諸規則への対応等については、リスク・アセスメントや監査計画の策定等の各種手続に反映
- 日本拠点内の業務・部署は、日本拠点の監査部門による監査によってカバーされる場合と、地域統括本部やグループの監査部門が実施する監査の一部としてカバーされる場合がある

② プロセス

- (ア) リスク・アセスメント
- 日本拠点の業務運営の内容や体制に変更等が起こることから、監査対象領域や被監査業務・部署に漏れのないよう、組織図やリスク・イベントとのマッピング等を実施
 - 監査頻度の決定のため、部署・業務プロセスに対し、固有リスクの評価とコントロールの有効性の評価から残余リスクを評価
 - アセスメントの適切性を確保するために、グループ内の類似の監査対象の評価結果等を横串で比較・調整する例がある
- (イ) 監査計画の策定と実施
- 被監査業務・部署ごとの残余リスクに基づき決定された監査頻度を満たすよう組み立て
 - 監査指摘事項や当局指摘事項等への改善策の有効性を評価するための監査、大規模なシステム更改等の統制環境に重大な影響を及ぼすイベントに対する監査、ビジネス活動に対する継続的なモニタリングも計画に盛り込み、実施
- (ウ) 監査結果の報告及び監査の実施状況の報告
- 監査報告書には、監査評点のほか、指摘事項や真因分析結果、被監査部署が実施していく改善策を記載
 - 経営会議等に対し、監査結果のみならず、進行中の監査における監査部門の所見や発見事項を適時に報告し、マネジメントと情報共有
- (エ) 監査実施後のフォローアップ
- 監査結果や指摘事項は、監査部門の管理システムに体系的に登録・整理され、改善策の進捗状況も管理される例が多い
- (オ) 内部監査の品質管理
- 監査部門に配置された品質管理チームにより、グループレベルの方針や手続に内部監査の実施状況が準拠しているか、また、効率的かつ有効な監査が実施されているかの内部評価を実施
 - 定期的にグループレベルでの外部評価も実施

③重要テーマへの取組

重点事項	監査部門の取組
本邦法令諸規則への対応	● 各日本拠点の業務の状況に応じて、本邦法令諸規則の遵守状況に対する監査を実施 ● 他社の行政処分事例等を参考に、国債先物等の売買審査体制や、銀・証間のファイアーウォールの管理体制の整備状況、仕組債の組成・卸販売に関する社内審査・承認状況等のテーマ監査も実施
AML/CFT	● 各日本拠点とも、顧客情報の確認や取引モニタリングの適時性・適切性について、これらの業務の外部委託先も含めた監査を一定の周期で実施 ● AML/CFTに専門性を有する監査担当者をグループ本部やAPACに配置し、日本拠点の監査の支援を行う例もみられる
ITシステム(日本拠点固有のシステム)、サードパーティ・リスク	● 外部のシステムやベンダーへの依存度が高まっている中、システム障害等の発生時の復旧能力の強化の必要性に着目した監査を実施する例がみられる ● 継続的なモニタリングを通じ、日本拠点が有する固有のシステムの更新・移行に係るプロジェクトのガバナンスに係る課題を認識し、指摘した例もみられた
外部委託	● 各部署における外部委託管理態勢に係る監査を、グループ内の専門チームによって行う例や、グループ内の外部委託を統括する部門による管理態勢への監査を行う例、海外のオペレーション・センター等の外部委託先に常設するチームが監査を実施する例がみられる ● 監査の結果、当局報告に係る外部委託管理態勢に関して課題を指摘した例もみられた
オペレーショナル・レジリエンス	● 特にサイバーセキュリティについて、各日本拠点とも、システム監査の強化で対応 ● 基幹システムのセキュリティ構造や、拠点間のデータ移送時の暗号化に対する監査がみられる
データガバナンス	● 業容の拡大に伴い、取扱うデータ量の増大がみられる一方、データとシステム(取引・決済・会計等)の追跡可能性をはじめ、データガバナンスに課題 ● システム間のデータ整合性への監査や、フロント部門のEUCの利用に対する統制状況の監査を実施する例もみられる
AIガバナンス	● AIの利用にあたり、データやモデルが目的に照らして適切であるか等を十分に検証した上で導入しているかという観点で、監査を行う事例がみられる ● AIが適切に実装され、開発目的どおりに稼働しているか、また、生産性の向上に寄与しているかという観点で監査を行う事例もみられる

（２）データやAIの活用

- グループの監査部門においては、業容の拡大に伴うデータ量の増大に対し、監査対象の網羅性と監査精度の向上を確保し、被監査部署への説明にあたっての客観性を高めるために、データ・アナリティクスチームを設置し、データの抽出、加工及び分析の支援を行う取組がみられた
- 監査報告書の作成や、監査評点と指摘事項の整合性確認といった作業の自動化という観点からAIを活用する取組もみられた
- 人材採用が容易でないことから、監査部門に欠員が生じている日本拠点もみられたが、これらの取組等を通じてリソースの最適化を企図している

【コラム】内部監査におけるマネジメントのリスク・オーナーシップの評価

被監査部門におけるマネジメントには、自部門のリスクに対するオーナーシップ、すなわち、自部門のリスクが十分に低減されるよう、統制環境を適切に機能させようとする姿勢や取組が求められる。このような取組を通じて健全な組織文化も醸成される。

内部監査において、被監査部門のリスク・オーナーシップや組織文化に対する評価を活用する取組がみられる。例えば、リスク・アセスメントや個別監査において、マネジメントによる自己発見課題(MSII)の妥当性を評価する取組や、統制環境が適切に機能するようにマネジメントが必要な活動を推進しているかの確認を、統制環境の有効性の評価とは別個に実施する取組もみられる。

５．アジア等を母国とする外国銀行支店の状況

- 邦銀とのシ・ローンやプロジェクト・ファイナンス等での連携強化を図る動きや、母国や近隣地域と日本の間の貿易金融への注力、母国富裕層等による本邦不動産取得のための融資、在留する母国人の郷里送金等、特定の金融サービスを展開しているところが多い
- 外国銀行支店の中には、母国企業の本邦進出といった動きを捉えて、様々な資金需要に応えていくため、日本における拠点網を拡大する動きがみられるほか、新たに駐在員事務所を設置し、銀行業への参入を目指す外国銀行もみられる
- アジア系の外国銀行支店のビジネスモデルにおいては、有価証券運用の比重を高める動きや、貸出業務で邦銀のアレンジするシ・ローンの貸出残高を増やす動き等がみられた。こうしたビジネスの変化や損失事案の発生等を踏まえ、金利リスク計測手法の拡充、与信限度額の引き下げによる集中リスク管理の強化や信用格付の適時見直し導入等、リスク管理態勢を強化する動きもみられた
- アジア系の外国銀行支店含め、銀行拠点単独で日本に進出している外国銀行支店は、総じて人員等の規模が小さく、内部監査等の一部業務を本店に依存している場合が多いため、これまでと同様に、本店との対話や母国当局との緊密な連携の下、モニタリングを実施していく必要

6. おわりに

米欧を母国とする外資系金融グループの日本拠点

- クロスボーダーに展開する日系企業グループに対し、預金や各種与信取引、外国為替・資金決済等の銀行業務、国内外での資金調達やM&Aの支援等の投資銀行業務を提供。また、国内外の機関投資家に対して、有価証券やデリバティブのセールス&トレーディング等の市場業務を提供
- これらのビジネスはグループ本店や他の拠点と連携して行われており、日本拠点は、本邦の顧客とのリレーションを構築し、グループ本店等との橋渡しをする役割を果たしている
- コンプライアンス部門は、日本拠点固有のリスクを反映したリスク・アセスメントに基づき、モニタリング等の活動を展開しており、総じて、日本拠点のビジネスモデルが有するコンプライアンス・リスクに応じた法令等遵守態勢が整備され、運用されていることが確認
- 監査部門も、日本拠点固有のリスクを反映したリスク・アセスメントに基づき内部監査を実施しており、総じて、日本拠点のビジネスモデルが有するリスクをカバーしていることが確認

金融庁及び証券取引等監視委員会による検査等を通じて、法令等遵守態勢や外部委託管理態勢、オペレーショナル・リスク管理態勢等に課題がみられ、改善に取り組んでいる日本拠点もある

各日本拠点が、適切かつ健全なビジネスを推進する観点からは、ビジネスの拡大や、業務運営の複雑性を踏まえ、必要なリソースの確保も含め、3線管理態勢の実効性の確保に引き続き取り組んでいくことが期待される

アジア等を母国とする外国銀行支店

- シ・ローンやプロジェクト・ファイナンスへの参画に加え、貿易金融や郷里送金等、特色あるビジネスを展開
- ビジネスに応じてリスク管理態勢を強化する取組を確認

金融庁としては、引き続き、各日本拠点の理解と協力を得ながら、ビジネスの強み・特性や、ビジネスを支えるオペレーションやテクノロジーをより深く理解することに努め、ビジネスモデルに見合った3線管理態勢が整備され、運用されていることを確認していく